

消防庁による住宅用火災警報器の設置率等の 調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

1 新潟県における住宅用火災警報器設置状況（平成27年6月1日時点）

平成27年6月1日時点の調査結果及び平成25年6月、平成26年6月の調査結果は下表のとおりであり、県内では以下のような状況にあると考えられます。

- ① 設置率は約8割、条例適合率は7割弱で、概ね全国の調査結果と同等ですが、3割強の住宅でまだ十分な設置がなされていません。
- ② 全国の調査結果と同様に、住宅用火災警報器を設置しているものの、義務づけられた全ての箇所に設置していない世帯が相当数あります。

	平成25年6月	平成26年6月 ^{注1}		平成27年6月	
	設置率	設置率 ^{注2}	条例適合率 ^{注3}	設置率	条例適合率
新潟県	83.5%	81.9%	73.8%	80.4%	67.9%
全国	79.8%	79.6%	66.9%	81.0%	66.4%

（消防本部別の結果は別紙1）

- 注1) 平成26年度から訪問を原則とする全国統一の標本調査に変更になりました。
- 注2) 設置率とは、市町村条例で設置が義務付けられている寝室や階段のうち、一箇所以上設置されている世帯の割合。
- 注3) 条例適合率とは、市町村条例で設置が義務付けられている寝室や階段の全てに設置されている世帯の割合。

2 県の対応

- ① 引き続き、消防本部と連携し、住宅用火災警報器の設置場所や火災予防に対する有効性等について、より一層周知を徹底し設置促進を図っていきます。また、新築住宅への設置が義務化された平成18年6月から9年以上経過していることから、住宅用火災警報器の適切な維持管理についても周知していきます。
- ② さらに、住宅建築関係業界やガス業界、消費者団体、福祉関係団体等、県民の皆様と身近に接する機関とより幅広く連携し、直接チラシの配布や声かけなどを行っていきます。

3 その他

全国の調査結果は下記のURLのとおりです。

http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou27nen.html

本件についてのお問い合わせ先
防災局消防課予防係 西潟、日下部
直通電話：025-282-1665 （内線6444）

消防本部別設置率及び条例適合率（平成 27 年 6 月 1 日時点）

消防本部	構成又は委託市町村	設置率	条例適合率
新潟市消防局	新潟市	76%	64%
長岡市消防本部	長岡市	80%	70%
三条市消防本部	三条市	69%	65%
柏崎市消防本部	柏崎市、出雲崎町、刈羽村	92%	84%
小千谷市消防本部	小千谷市	91%	78%
見附市消防本部	見附市	85%	69%
村上市消防本部	村上市、関川村、粟島浦村	80%	67%
糸魚川市消防本部	糸魚川市	82%	51%
五泉市消防本部	五泉市	82%	72%
阿賀野市消防本部	阿賀野市	79%	65%
佐渡市消防本部	佐渡市	88%	83%
魚沼市消防本部	魚沼市	75%	55%
南魚沼市消防本部	南魚沼市、湯沢町	82%	78%
阿賀町消防本部	阿賀町	100%	83%
加茂地域消防本部	加茂市、田上町	82%	64%
燕・弥彦総合 事務組合消防本部	燕市、弥彦村	67%	50%
新発田地域広域 事務組合消防本部	新発田市、胎内市、聖籠町	76%	62%
十日町地域消防本部	十日町市、津南町	86%	60%
上越地域消防 事務組合消防本部	上越市、妙高市	95%	82%
新潟県		80.4%	67.9%
全 国		81.0%	66.4%

※全数調査ではなく標本調査のため、標本誤差が含まれます。

とりわけ、調査世帯数が少ない消防本部では、必ずしも実態を正確に反映しているとは限りません。



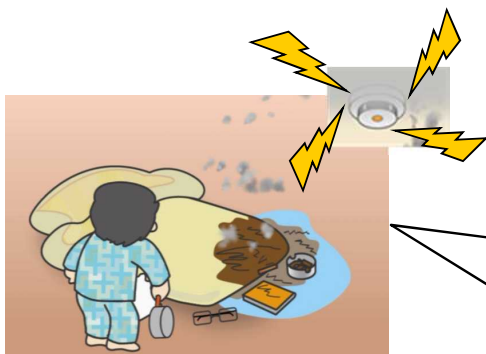
住宅用火災警報器を設置しましょう

- ① 全ての**寝室**と**階段**（寝室が2階以上にある場合）に必ず設置してください。
 - ・全ての住宅で設置が義務付けられています。
 - ・県内の約3割の住宅でまだ設置されていません。
- ② 台所、居間など火気を取り扱う場所への設置もお勧めします。
- ③ 作動テストなど定期的な維持管理をお願いします。（電池が切れている場合もあります。）

住宅火災が後を絶たず、尊い命や貴重な財産が失われています。

住宅用火災警報器は火災の早期発見の切り札です！

県内でも多くの火災で被害の拡大を防いでいます。



タバコを吸いながら寝てしまい、布団に引火したが、住宅用火災警報器が鳴って目が覚め、煙が出ていた布団に水をかけて消火し、大事に至らなかった。

コンロを消し忘れて外出してしまい、鍋を空だきしたが、台所の住宅用火災警報器が鳴り、家の近くを通りかかった人が気づき、大事に至らなかった。



住宅用火災警報器の設置により大事に至らなかった事例が、新潟県内で**252**件報告されています。
（新築住宅への設置が義務化された平成18年以降を集計）



ジュウくん

住宅用火災警報器は、ホームセンター、家電販売店、ガス事業者等が販売しています。



ケイちゃん